全国警備業連盟 通信

No.０１８
２０２１年２月１日発行

全警連からの情報案内

理事長より

二月の声を聞くと節分立春。我が家の近くでは梅も咲き始め、いよいよ春間近かなというところですが、この冬はコロナ禍の中豪雪に見舞われ、厄介な季節となっている地域が多いのではないかと拝察しております。

第204回通常国会も先月18日から150日の会期でスタート、補正予算、新型インフルエンザ等対策特別措置法改正案、本予算と予算関連法案の審議、更には様々な改正法案の審議がなされます。令和２年第三次補正予算は19兆円に上り、先週成立しておりますので、連盟各位におかれましては各県と市町村の今後の補正予算の動向を十分に吟味していただければと思います。なお注目すべきはデジタル庁の設置と行政手続きのデジタル化法案であり、警備業法に係るデジタル化要望は全警協でまとめていますが、規制改革とデジタル化の個別の要望を必要な法改正を含めた形で反映していきたく行動してまいります。

このうちコロナ対策は補正予算でも6兆円と相当な規模になっており、警備業との関わりあいを含めて先日和田参議院議員が参議院内閣委員会で質問されています（※1月14日参議院内閣委員会議事録添付）。元々は災害関係での警備業の位置づけをやっていただきたいということであり、年末菅総理訪問の際も強調しておきましたが、まずは立法事実を作っていくことが先決。緊急事態宣言は延長の方向との報道もありますが、ワクチン接種関係も地方自治体の警備業としてのお手伝いが何らかの形でできるのではということで、先月13日付けで与党の各方面に要望を提出し説明しておきました（※要望書添付）。一年延期されたこの夏の東京オリンピックパラリンピックについても、業界として本格的な関与の下とにかく開催と成功に導くためにも、コロナ対策に私共も積極的にかかわっていきたく存じます。

先月25日は連盟の理事会と先生方をお呼びした形での新年の会合をと思っておりましたが、緊急事事態宣言下の感染状況では如何なものかということでとりあえず延期（3月12日理事会開催）ということにさせていただきました。先生方にはしばらく落ち着いてからということでお話ししておきましたが、今年は衆議院選挙の年でもあり、春には色々とご意見を頂けることと存じます。なお熊本での連盟発足の会も1月21日に予定されておりましたが、これも延期。落ち着いてからまたということで宜しくお願いしたいと思います。東京も発起人会と設立総会の日程がセットされていると聞いております。

コロナ禍は経済社会に大ダメージを与えておりますが、我々の業界としてはこれを契機に生産性向上と業界の地位向上、警備員の処遇改善を進め、エッセンシャルワーカーとしての誇りを胸に対応したく存じます。

なお、連盟のホームページを立ち上げましたのでデジタル化の第一歩としてタイムリーに是非地域のお話も掲載していただければ幸いです。（新聞やこの連盟通信ですと半年や月に一度ということでリアルタイムになかなか地域の情勢が伝わってきません）

コロナウイルスは英国・南ア型、ブラジル型と変異を遂げているようです。感染経路不明が増えているようですので社員の健康管理に十二分に留意され、寒い二月を乗り切り、三月下旬の五輪聖火リレーのスタートを開始して警備業界が一丸となって進められることを祈っております。

活動内容

◇新型コロナウイルス感染症に関する要望書（第四弾）の提出

令和３年１月１３日、令和３年の通常国会で審議予定の新型コロナウイルス感染症も適用される「新型インフルエンザ等対策特別措置法」の改正を見越し、警備業の立場を明確にするために「指定公共機関」に追加していただく為の要望書を自民党内閣第一部会（警察庁所管）関係者、自民党及び公明党の警備議連関係者に提出し支援を要請しました。

◇令和３年１月２５日に予定していました「新年祝賀会」は、現下のコロナ禍の状況を踏まえ、誠に残念ですが中止としました。関係者の皆様には、直前の連絡になり多大なご心配とご迷惑をおかけしたことをお詫び申し上げます。

◇福岡県警備業政治連盟の活動報告

令和２年１１月１６日、福岡県警備業政治連盟主催の研修会を、８月に続き開催しました。県議会議員の重鎮である藏内議員、野原議員を講師に招き、福岡県警備業協会折田会長を来賓に、約６０名が参加し盛会に執り行われました。藏内議員及び野原議員は警備業への理解が深く、要望書提出時に同席頂くなど、従前から大変多くのご支援をいただいており、政治連盟の役割や重要性について講和いただき、また、コロナ対策に関する大変貴重なお話もいただき、活発な質疑応答もあり参加者には大変有意義な研修会になりました。

左から野原議員、近藤理事長、藏内議員、折田会長

今後の予定

◇第６回理事会の開催（予定）
日時：令和3年３月１２日（金）15:00～
場所：品川プリンスホテル（予定）

◇令和３年度の定時総会・理事会は、コロナ禍の状況を踏まえ、開催時期及び開催方法等を検討しています。詳細確定次第ご案内させていただきます。

事務局からのお知らせ

◇全国警備業連盟のホームページを開設しました。　HP　https://keibigyo-renmei.jp

会員専用ページ閲覧用のID・パスは別途お知らせさせていただきます。今後、本連盟通信や機関紙、様々なお知らせや活動報告等はホームページにも掲載します。

◇政治資金規正法に基づき政治団体の「収支報告書」を毎年１回、各道府県選挙管理委員会に提出する義務があります。各道府県警備業連盟の会計年度に関係なく、前年分（２０２０年１月１日から１２月３１日）を令和３年３月３１日までに提出する必要がありますので、設立済みの各道府県警備業連盟は確実に提出するようお願いします。

設立状況(加盟状況)

令和３年１月末日現在、高知県が新たに設立され２５道府県に警備業連盟が設立され、東京都も今春を目途に設立に向けて準備が進められており、２６都道府県での設立が見込まれております。本年度末まで残りわずかですが、引き続き３０連盟・３０００社を目指して積極的に準備を進めたいと考えています。

		設立日	会員数	理事長	備考
1	北海道	2019.5.30	170社	(株)メンティス　代表取締役　宮武　亨丞	全警連 理事
2	秋田県	2019.5.27	25社	大洋ビル管理(株)　代表取締役　内村　和人	
3	岩手県	2019.6.12	22社	桜心警備保障(株)　代表取締役　越場　健一	
4	宮城県	2019.5.30	58社	(株)日本パトロール警備保障　代表取締役　後藤　公伸	全警連 理事
5	福島県	2019.5.30	55社	(株)グリーセス　会長　星　亨	
6	栃木県	2020.9.17	43社	北関東綜合警備保障（株）代表取締役会長　青木　勲	
7	群馬県	2020.10.2	18社	ALSOK群馬（株）代表取締役社長　山﨑　春男	
8	茨城県	2019.4.25	54社	(株)水戸警備保障　代表取締役　井澤　卓司	全警連 理事
9	埼玉県	2020.1.15	26社	(株)セキュリティ　代表取締役　上園　俊樹	
10	神奈川県	2019.9.20	166社	(株)ＫＳＰ　代表取締役社長　田邊　中	
11	長野県	2019.8 26	37社	(株)全日警サービス長野　代表取締役　浅妻　豊	
12	富山県	2019.5.15	31社	(株)パトロード富山　代表取締役社長　成伯仁志	
13	石川県	2019.5.30	28社	北陸綜合警備保障(株)　取締役会長　宮野　浩	
14	愛知県	2019.5.15	190社	セクダム(株)　代表取締役　金子　慶太郎	全警連 理事
15	岐阜県	2020.4.1	33社	大日本警備保障（株）代表取締役　河野　秀明	
16	大阪府	2019.5.17	151社	堺総合警備(株)　代表取締役　榎本　博	全警連 理事
17	広島県	2019.5.30	57社	(株)保安警備　代表取締役　七河　義孝	全警連 理事
18	愛媛県	2019.5.21	30社	愛媛綜合警備保障(株)　取締役副社長　横川　毅	全警連 監事
19	徳島県	2019.5.28	19社	(有)ファイブセキュリティシステム　営業本部長　五島寛治	
20	香川県	2020.3.18	26社	ＡＬＳＯＫ香川(株)　代表取締役　梶原　慶二	
21	高知県	2021.1.12	未定	ＡＬＳＯＫ高知(株)　代表取締役　稲田　孝明	
22	福岡県	2019.5.8	64社	安確警備保障(株)　代表取締役社長　近藤　雅則	全警連 理事
23	長崎県	2019.5.31	28社	(株)中央綜合警備保障　代表取締役社長　堀内　敏也	
24	熊本県	2020.9.25	26社	ALSOK熊本（株）代表取締役社長　渡邊　勝彦	
25	鹿児島県	2019.1.28	39社	九州綜合警備保障(株)　代表取締役会長　永山　一巳	
	全国警備業連盟（賛助会員）	2019.5.12	251社	綜合警備保障(株)　代表取締役社長　青山　幸恭	理事長
			1,647社		

＜全警連限定＞　発行・編集：全国警備業連盟　事務局

各警備業連盟との情報共有等を目的に、「全国警備業連盟 通信」を毎月１回配信予定です。

各警備業連盟においても、活動報告・トピックス等ありましたら事務局までお知らせください。

（連絡先）担当：森川　　TEL：０３－３４７０－７１６０　FAX：０３－３４７０－７１６１

要　望　書

全国警備業連盟

全警連発第　７　号
令和３年１月１３日

全 国 警 備 業 連 盟
理事長　青山　幸恭

新型コロナウイルス感染症対策に関する要望（第四弾）について

謹　啓

時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

平素は当連盟に対し、格別なるご理解とご支援を賜り厚く御礼申し上げます。

新型コロナウイルス感染症対策については、厳しさを増す現下の感染状況や医療提供体制・公衆衛生体制に対する負荷の状況に鑑み、令和３年１月７日に緊急事態宣言が行われ、東京都、埼玉県、千葉県、神奈川県を実施すべき区域として、１月８日から緊急事態措置が実施されるとともに、大阪府等７府県への実施区域の拡大も検討されています。

今回の新型コロナウイルス感染症の感染拡大を乗り越えるためには、政府や地方公共団体、医療関係者、専門家、事業者を含む国民が一丸となって、対策に取り組む必要があると考えていますが、私共警備業といたしましては、新型コロナウイルス感染症緊急事態宣言下においても、社会の安定の維持を目的として、企業の活動を維持するために不可欠なサービスを提供する重要な役割を担っていると認識するとともに、緊急事態宣言を実効あらしめるための業務は、警備業が対応するにふさわしい業務であると考えています。

こうした認識のもと、最前線で警備に当たる警備員の健康を守りながら、各種警備業務を適正に実施するため、ワクチンの優先接種の対象に、医療従事者等と同様の業務を行っている警備員を位置付けることについて検討いただくとともに、下記の事項について必要な支援策を講じていただきますようお願い申し上げます。

謹　白

記

１．警備業の果たす役割

警備業として、緊急事態措置の実施時含め、下記の業務において、新型コロナウイルス感染症対策において役割を果たしていきたいと考えていますが、国や地方公共団体、医療機関や高齢者施設、電気・ガス・輸送・通信事業者等の公益的な事業者、空港や宿泊施設、金融機関等の警備業務を発注する主体においてもご協力いただく必要があることから、適正な業務実施に当たり、関係省庁、地方公共団体及び関係業界のご理解を賜るよう、必要なご支援をお願いしたい。

① 営業時間短縮や外出自粛の要請・指示が行われた地域の見回り業務（営業店舗の確認や当該地域の警戒警備等）

② 医療機関（病院）や、電気又はガスの供給、輸送・通信及び公共放送等の公共性の高い事業を実施する施設に従事する施設警備業務（指定公共機関等の業務継続に不可欠な警備業務）

③ 緊急事態宣言により新たに想定される施設警備業務（海外に滞在歴のある者が待機する施設や、軽症者・無症状者を受け入れる宿泊療養施設等における警備業務）

④ 新型コロナウイルス関連の医療緊急物資等の貴重品を輸送する警備業務（ワクチンや人工呼吸器、その他精密機器等の輸送を行う場合の運搬警備業務）

⑤ ATM に現金を輸送する現金輸送警備業務（緊急事態宣言期間中においても必要不可欠な業務）

２．警備業の「指定公共機関」追加に向けた取組への支援について

上記の業務は、従来から行っている業務概念に照らして、感染症対策における営業時間短縮や外出自粛の要請等を実効あらしめるため、警備業が対応するにふさわしい業務であります。

これらの業務を適正に実施するため、感染症対策における警備業の位置づけを明確にしていただく必要があることから、下記のとおり、新型コロナウイルス感染症も適用されている新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下「特措法」という。）の「指定公共機関」に警備業を追加することを検討願いたい（特措法施行令第 3 条第 20 号への「警備業者」の追加）。

・特措法第 45 条に規定する「感染を防止するための協力要請等」を特定都道府県知事が住民又は施設管理者等に行った際に、その実効性を担保するために必要な警備業務の需要に応ずるものと認められるもの

・新型インフルエンザ等緊急事態措置の実施に必要な医薬品又は医療機器の警備輸送業務の需要に応ずるものと認められるもの

以上

令和３年１月１４日　参議院内閣委員会（抜粋）

■　和田政宗参議院議員

仕組みの面では新型インフルエンザ特措法や政令における指定公共機関に警備業を加えられないか。こういったことを提案したいと思います。

例えば病院で夜間、新型コロナの患者さんがもし来られた時に夜間対応の窓口が警備の方だというような病院もあるというふうに認識をしておりますし、またこうした病院を警備するというような業務も担っております。

またワクチンや人工呼吸器など医療緊急物資などの貴重品を輸送するときもこれは警備業ということになると思うのですが、すでに鉄道事業者ですとか貨物自動車、運送事業者ですとかは指定公共機関になっておりますが、警備業を加えることについては政府はどのように考えていますでしょうか。

■　内閣官房内閣審議官　松尾雅宏　君

お答え申し上げます。ご指摘の警備業を営む法人についてですが、現在の特別措置法には警備に関連する対策措置というものが具体的に位置づけられていないということから、対策を国や地方公共団体と共に実施するという類型である指定公共機関にもなっていないというところでございます。

今般の対応を踏まえました収束後の検証におきまして、今後対策措置として取り組むべきものとして特措法に新たな措置を加える必要があるという場合には、その措置に関連する事業を行う法人を指定公共機関として追加して国や地方公共機関との役割分担のもとで対策の一部を担っていただく。そういったことについて幅広く議論する必要があるという考えでございます。